備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第二十八号（第八十六条、第九十一条の七十四、第九十一条の百四十九関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の外国製造医薬品等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の外国製造医療機器等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（三）再生医療等製品の外国製造再生医療等製品特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第三十号（第九十一条の三十八関係）
（一）製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1～3　（略）
　4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
（二）外国製造医療機器等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1～3　（略）
　4　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。
様式第三十一号（第九十一条の三十九関係）
（一）製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　3　氏名を自署する場合においては、押印を省略することができる。

備　考
　1・2　（略）
　（新設）
（三）再生医療等製品の選任外国製造再生医療等製品製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　（新設）
様式第二十八号（第八十六条、第九十一条の七十四、第九十一条の百四十九関係）
（一）医薬品（体外診断用医薬品を除く。）又は医薬部外品の外国製造医薬品等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　（新設）
（二）医療機器又は体外診断用医薬品の外国製造医療機器等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　（新設）
（三）再生医療等製品の外国製造再生医療等製品特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　（新設）
様式第三十号（第九十一条の三十八関係）
（一）製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1～3　（略）
　（新設）
（二）外国製造医療機器等特例承認取得者の場合
　（略）
備　考
　1～3　（略）
　（新設）
様式第三十一号（第九十一条の三十九関係）
（一）製造販売業者の場合
　（略）
備　考
　1・2　（略）
　（新設）